

関西住宅品質保証株式会社  
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「関西住宅品質保証株式会社 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、関西住宅品質保証株式会社(以下「関住」という。)が実施する技術的審査に係る技術的審査料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金は、別紙のとおりとする。

(技術的審査料金の支払い方法)

第3条 申請者は、技術的審査料金を「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款」第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(技術的審査料金を減額するための要件)

第4条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できると関住の長が判断したとき。
- (2) 申請者が年間に相当量の申請を行うとき。

(技術的審査料金を増額するための要件)

第5条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 申請者の非協力その他関住の責めに帰することができない事由により業務期日が遅延したとき。
- (2) 評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと関住が判断したとき。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項又は特別な事情により、この規程に定める手数料が適当ではないと関住が判断した場合においては、関住と申請者の協議により定める額とする。

(附則)

附則第1条 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

制定：平成25年 5月 1日  
改訂：平成25年 9月 1日  
改訂：平成25年12月 1日  
改訂：平成26年 4月 1日  
改訂：令和 3年 4月 1日  
改訂：令和 4年10月 1日  
最終改訂：令和 5年10月 1日

## 低炭素建築物技術審査料金（税込み）

## 1. 戸建住宅

35,200 円

## 2. 共同住宅等

 $A + (B \times N) + C$ 

A：基本料金 下表による

B：戸当たり料金 下表による

N：総住戸数

C：共用部料金 別途見積

申請条件		A：基本料金	B：戸当たり料金
同時申請 (※)	外皮性能計算、一次エネルギー消費量計算とも同一の場合	55,000 円	1,100 円
	外皮性能計算のみ同一の場合	110,000 円	1,650 円
単独申請（新規に計算を実施）		220,000 円	2,200 円

※住宅性能評価（低炭素建築物認定基準を満たす場合に限る）と同時申請などで、外皮性能計算、一次エネルギー消費量計算が同一である場合

## 3. 複合建築物

別途見積

## 4. その他

- ・変更審査料金は上記各料金の2分の1とする。ただし、技術的審査を伴わない変更については、一通につき5,500円とする。
- ・再交付料金は、一通につき3,300円とする。

以 上